

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請に際し、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類の全部又は一部の添付の必要がないと認める場合について

道路運送法施行規則第 10 条の 3 第 3 項の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の際に、原価計算書その他運賃及び料金の額の算出の基礎を記載した書類（以下「原価計算書等」という。）の全部又は一部の添付の必要がないと認める場合を下記のとおり定めたので、公示する。

なお、平成 14 年 1 月 17 日付け沖縄総合事務局長公示第 5 号については、平成 20 年 3 月 28 日付けで廃止する。

（平成 20 年 3 月 28 日付け公示第 3 2 号）
一部改正（平成 23 年 10 月 23 日付け公示第 7 7 号）

平成 20 年 3 月 28 日

内閣府沖縄総合事務局長
福 井 武 弘

記

1. 原価計算書等の全部の添付が必要ないと認める場合

- （1）申請しようとする運賃及び料金が自動認可運賃と同一である場合。
- （2）申請しようとする運賃及び料金が、介護輸送サービスに係る運賃及び料金である場合。
- （3）申請しようとする運賃が、距離制運賃において、初乗距離を短縮しようとする場合であって、本来の初乗距離に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合。
- （4）申請しようとする運賃が、時間制運賃において、初乗時間または加算時間を短縮しようとする認可申請を行おうとする場合であって、本来の初乗時間または加算時間に達した際、公示した自動認可運賃と同一となる場合。

附則

この公示は、平成２０年３月２８日以降に受け付ける申請から適用するものとする。

附則（平成２３年１０月１７日付け公示第７７号改正）

この公示は、平成２３年１０月１７日以降に受け付ける申請から適用するものとする。